新潟市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。)第 5 条第 3 項の規定に準じ、新潟市新亀田清掃センター整備・運営 事業(以下「本事業」という。)に関する実施方針を令和 5 年 10 月 31 日に公表しました。

この度、PFI 法第7条及び11条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定し、その客観的評価の結果について次のとおり公表します。

令和6年1月31日

新潟市長 中原 八一

新潟市新亀田清掃センター 整備・運営事業 特定事業の選定

令和6年1月

新 潟 市

新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業 特定事業の選定について

目 次

	事業概要1
1	事業の目的1
2	事業の内容1
3	施設の概要及び規模1
第2章	市が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価3
1	評価方法3
2	市の財政負担見込額による定量的評価3
3	DBO 方式で実施することの定性的評価4
4	総合的評価4

第1章 事業概要

1 事業の目的

新潟市(以下「市」という。)では、現在、4 施設でごみの焼却処理を行っているが、施設の老朽化、将来的なごみ量の減少、経済性、温室効果ガス発生量の低減等の観点から施設の統合及び更新を進めることとし、新亀田清掃センター(以下「本施設」という。)を建設し、新田清掃センターとの2施設体制とすることとした。

本事業の目的は、「新潟市一般廃棄物処理基本計画(令和2年3月)」で掲げる「安定かつ効率的な収集・処理体制」、「低炭素社会に向けた体制整備」、「大規模災害に備えた体制整備」の施策に加え、施設整備の5つの基本方針である「環境にやさしい」、「安心・安全」、「低炭素社会を推進」、「災害に強い」、「経済性」を踏まえた施設整備及び運営・維持管理を目指すものである。

2 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、市の所有となる本施設の設計・建設及び運営に係る業務を事業者が一括して行う DBO (Design Build Operate) 方式にて実施する。

落札者は、単独又は共同企業体を設立し、本施設の設計・建設に係る業務を行う。

落札者は、特別目的会社(SPC)を設立し、20年の運営期間にわたって、本施設の運営・維持管理に係る業務を行う。なお、市は、本施設を30年以上にわたって使用する予定であり、落札者は30年以上の使用を前提として各業務を行う。

(2) 事業期間

ア 事業期間 : 事業契約締結日から令和 32 年 3 月 31 日まで イ 設計・建設期間 : 事業契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

ウ 運営期間 : 令和 12 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日まで (20 年間)

3 施設の概要及び規模

(1) 事業用地

ア 所在地 新潟市江南区亀田 1835 番地 1

イ 敷地面積 57,825.98 m² (亀田清掃センター敷地を含む)

ウ 都市計画事項等

(ア) 都市計画区域 新潟都市計画区域内(市街化調整区域)

※隣接する亀田清掃センターの敷地と共に「ごみ処理施設(新 潟地区広域清掃事務組合亀田焼却場)」として都市計画決定

済み

(イ) 用途地域指定なし(ウ) 建ペい率60%以内(エ) 容積率200%以内(オ) 高度地区指定なし(カ) 防火・準防火地域指定なし

(キ) 道路斜線 1.5

(ク) 隣地斜線 31m+∠2.5

(ケ) 北側斜線制限 指定なし(コ) 日影規制 指定なし

(サ) 緑化率 亀田清掃センター解体後の跡地を含めて、緑化率を 25%以上

とするため、田舟の里を含む本施設の工事範囲では、緑化率を 15%以上とする。(新潟市公共施設緑化ガイドライン参照) 電波法(駅和 25 年法律第 121 号)第 102 条の 2 の相索に其べ

(シ) その他

電波法(昭和25年法律第131号)第102条の2の規定に基づく「伝搬障害防止区域」に該当しない

(2) 対象施設の概要

新設する施設 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)

処理方式	ストーカ式		
処理能力	L理能力 420t/日(140t/24h×3 炉)		
加那對在物	燃やすごみ、可燃残渣、脱水汚泥、災害廃棄物(非定常的に発生)、		
処理対象物	小動物		

第2章 市が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価

1 評価方法

- (1) 市が本事業を直接実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上を期待できること 及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。 具体的 には、次により評価を行った。
 - ア 市の財政負担見込額による定量的評価
 - イ DBO 方式として実施することの定性的評価
 - ウ 上記による総合的評価
- (2) 市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及び DBO 方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を 制約するものではない。

項目	市が直接実施する場合	DBO 方式で実施する場合	
財政負担見込額の主な内訳	①設計・建設費 ②運営費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤発注支援費用 ⑥公共側管理費 ⑦リスク調整費	①設計・建設費 ②運営費 ③起債金利 ④施工監理費(建設モニタリング業務) ⑤発注支援費用(アドバイザリー業務) ⑥SPC 経費 ⑦公共側管理費	
共通の条件	①事業期間:約25年(設計・建設期間:約5年、運営期間:20年間) ②割引率:0.76%/年 ③物価変動率:見込まない		
資金調達に関 する事項	循環型社会形成推進交付金交付 要綱に基づき設定	同左	
施設整備に関する事項	他事例の状況や事業者に対する 見積徴収の結果を精査し設定し た設計・建設費	同左	
運営に関する 事項	他事例の状況や事業者に対する 見積徴収の結果を精査し設定し た運営費	同左	

(2) 市の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担見込額を100とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
市が直接実施する場合	100.0
DBO 方式で実施する場合	92. 2

3 DBO 方式で実施することの定性的評価

本事業を DBO 方式で実施する場合、事業者の経営能力、技術力及び運営能力等の活用による定性的評価としては、次の効果が見込まれる。

(1) 効率的かつ良質な維持管理の実施

本施設の設計・建設、運営の各業務を一括して性能発注することにより、運転、維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。特に、運営業務については、長期間における整備計画の立案により、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の維持管理の実施が可能になると考える。

(2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

運営業務を長期的かつ包括的に委託することから、事業者は複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考える。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

DBO 方式では、市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施することとなる。市と事業者が適正なリスク分担を行うことにより、事業者が有するリスクコントロール及びリスク回避のノウハウを活かすことができ、効果的かつ効率的なリスク管理、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制に期待ができる。また、問題発生時においても、適切かつ迅速な対応が可能になると考える。

4 総合的評価

本事業は、DBO 方式にて実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担見込額について、7.8%の縮減を期待することができるとともに、良質な維持管理の実施や長期包括委託による効率化、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第7条の規定に準じて特定事業として選定する。

担 当 課 : 新潟市 環境部 循環社会推進課 整備グループ

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番地602-1

T E L : 025-226-1427

電子メール: junsui@city.niigata.lg.jp

ホームページ : https://www.city.niigata.lg.jp/

以 上